

# 子ども・子育て会議（第41回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第41回）

## 議 事 次 第

日 時 平成31年 1月28日（月） 9：59～12：21

場 所 中央合同庁舎 4号館12階共用1208特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

- （ 1 ） 子ども・子育て支援新制度に関する予算案について
- （ 2 ） 幼児教育の無償化について
- （ 3 ） 基本指針の改正方針案について
- （ 4 ） その他

### 3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第41回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 御報告申し上げます。太田委員、大日向委員、佐藤栄一委員、中川委員、東出委員、尾木委員におかれては、所用により御欠席です。

また、徳倉委員におかれては高租代理人、蜂谷委員におかれては杉崎代理人、村岡委員におかれては西田代理人、武藤素明専門委員におかれては鍵山代理人、それぞれ代理の方に御出席いただいております。

なお、水谷委員におかれては、少しおくれるという御連絡をいただいております。

本日は、代理の方も含めまして、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

カメラの方は、恐縮ですけれども、ここで御退席をよろしくをお願いいたします。

(報道関係者退室)

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料4までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定でありますけれども、「子ども・子育て支援新制度に関する予算案について」「幼児教育の無償化について」「基本方針の改正方針案について」「その他」でございます。一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1 - 1、国会のほうに提出した31年度の予算案の概要です。

消費税増収、5%からこの10月に10%に引き上がるということでの増収分の内訳です。昨年度までも似たような資料を出してございますけれども、今回については、幼児教育の無償化といったものが柱として立っております。なお、介護人材の処遇改善と書かれてございますけれども、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善というものもここに含まれてございます。

5ページ目の内閣府予算案の主要施策ということで御説明申し上げます。

子どものための教育・保育給付ということで、運営費関係はこちらのほうに計上してございます。整備費の関係は、それぞれ厚労省、文科省のほうに計上しております。

まず、点線囲みのとおり「新しい経済政策パッケージ」ということで、3000億円を企業の拠出金ということで増額いただいております。30年度から段階的に拠出金も引き上げていながらということで、2行目のとおり、企業主導型保育事業の拡大、それから、新たに保育の運営費のほうにも0～2歳児相当分の一部に充てるということが今年度からスタートしてございます。

第2段落のとおり、拠出金率の引上げということで、30年度は0.29%、厚生年金の保険

料に上乘せする形で事業主の拠出金を頂戴してございますけれども、2年目の31年度は0.34%ということで、また1000億ずつ引き上がっていくということです。

主な充実の内容は次のページのとおりです。まずは保育士、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善ということで、人事院勧告に連動する形式をとっていますので、プラス改定ということで、夏に人事院勧告がございましたので、0.8%引き上げます。これは30年度にさかのぼる形でございまして、30年度の当初からさかのぼり、31年度からもこの0.8%分は反映されます。

31年4月から新たに「新しい経済政策パッケージ」に基づきまして、さらに1%ということで政策的に月3,000円相当の賃上げを行います。

公定価格の見直しということで、詳細な資料を用意しておりますけれども、チーム保育推進加算、栄養管理加算を拡充します。幼稚園・認定こども園の非常勤講師の配置に係る費用については、実際に配置がある場合の加算とするということで、年末に御報告申し上げたとおりです。

地域子ども・子育て支援事業ということで、主な充実の内容のところを見ていただきましたら、放課後児童クラブの拡充ということで新しいプランができてございますので、反映してございます。

それから、幼稚園における待機児童の受け入れの推進ということで、この一時預かり事業の充実をさらに進めます。

なお、こののとおり、地域子ども・子育て支援事業、幾つかのメニューの中で、延長保育、放課後児童、病児保育事業の費用の一部については、先ほど申し上げました事業主の拠出金が充当されています。

次のページですけれども、点線囲みのとおり、幼児教育・保育の無償化の国・県・市町村の財源の負担割合というところが昨年末、協議がございましたけれども、ここに記載のとおりです。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

8ページ以降についてでございます。先ほど内閣府からもございましたように、保育に関しましては、運営予算については内閣府計上、整備費につきましては厚生労働省のほうで計上させていただいておりますが、1の保育の受け皿拡大840億円、次の9ページ、点線囲い、平成30年度第二次補正予算案という中で、待機児童解消に向けた保育園等の整備420億円、この補正と当初予算によりまして、自治体から計画量として上がっております7万人分の整備に必要な予算を確保したところでございます。

恐縮でございますが8ページに戻っていただきまして、1の3つ目ののところでございます。認可外保育施設の質の確保・向上ということで、認可外施設の質の確保・向上は非常に急務となっておりますことから、そういった施設に対する指導・助言を行う巡回支援指導員の取り組み、これまでもやっておりますが、それをさらに強化していくということでございますとか、認可外保育施設の認可施設への移行支援策、こういったものの強化

を図ってまいりたいと思っております。

また引き続き、保育人材確保の総合的な対策に取り組んでまいります。

続きまして、9ページでございます。放課後児童対策につきましては、先ほど内閣府から御説明のございました新プランに基づく整備量の確保に加えまして、1つは主に高学年向けの居場所づくりということで、児童館、公民館等既存の社会資源を活用した居場所の確保に必要な予算。また、放課後児童クラブの育成支援内容の質の向上を図るための先進事例の普及や巡回アドバイザーの配置について、このたび新規に予算を計上したところでございます。

続きまして、10ページの「3. 母子保健医療対策の推進」につきましては、これまで子育て世代包括支援センターの全国展開ということで取り組んでまいりましたが、そのより一層の促進、さらに産婦健診事業、産後ケア事業の推進に必要な予算の確保、また、不妊治療への助成事業につきましては、今回の改善事項といたしまして、男性不妊の初回治療に係る助成対象額の拡充を図ったところでございます。

「4. ひとり親家庭等の自立支援の推進」につきましては、就業支援、生活支援などの総合的な支援体制に引き続き取り組みますとともに、昨年法の改正を踏まえまして、児童扶養手当の支払回数について、年3回から年6回への改善に必要な予算を計上しております。

続きまして、少し飛びまして12ページでございます。児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進につきましては、28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の実現、また、昨年の結愛ちゃん事件を契機として取りまとめられました児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等に基づく所要の予算の充実を図ったところでございます。

まず、「1. 児童虐待防止対策の推進」につきましては、主に交付税措置による対応になりますけれども、昨年12月18日に児童虐待防止対策体制総合強化プラン、新プランというのを策定いたしました。これに基づきまして、児童相談所で言いますと児童福祉司、現行の足元三千数百人体制から4年間で2,000人の増を図る。また、市町村につきましては、28年改正法で設置が努力義務となりました市区町村子ども家庭総合支援拠点、これを2022年度までに全市町村で設置するために必要な交付税措置を講じたところでございます。

「2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進」でございますが、大きく2本立てでございます。1つは、里親委託率を大幅に拡充していくということで、里親養育の包括的な支援体制の構築が急務でありますことから、従前の里親支援事業の予算を相当程度充実させて、包括的な支援が可能になるような予算としたところでございます。

また、施設養護におきましては、小規模・地域分散化、またそのケアの高機能化というものを図ることが求められておりますことから、小規模・地域分散化をした場合の職員加配でございますとか、ケア・ニーズの高いお子さんへの対応、ユニットを構成したときにおけます加配ということで、今回、社会保障の充実予算の中で国、地方を合わせて60億円程度の予算増を図ったところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

西平幼児教育企画官 続きまして、文部科学省でございます。

資料の14ページをごらんいただければと思います。幼児教育の振興ということで文部科学省が計上しております予算は3つの柱になってございます。

1つ目が「幼児教育無償化の実施」ということで、就園奨励費補助と、来年度10月の無償化以降は内閣府での計上分も含めました予算ということになってございます。

なお、後ほど御説明があるかと思いますが、幼児教育の無償化に当たりまして、従来、就園奨励費につきましては国3分の1、市町村3分の2の負担でありましたところ、無償化後は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1というふうに負担割合が変更されますことから、額については大幅な増となっております。

2つ目の柱は「幼児教育の質の向上」で、「幼児教育実践の質向上総合プラン」ということで幾つかのメニューを計上してございます。

1つ目、公私、施設類型にかかわらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進するためということで でございます。幼児教育アドバイザーの配置、あるいは幼児教育センターの設置に対しての補助メニューということでございます。

2つ目が幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上ということで、免許の上進のための講習開設についての補助メニューというものが でございます。

、 は、幼稚園の安定継続的な学校運営、教育活動の改善ということで、「幼稚園の人材確保支援事業」、あるいは「幼児教育の質向上のための評価実施支援事業」について計上してございます。

5つ目でございますけれども、指導方法、園内環境改善のための手法の開発のために調査研究事業を計上してございます。

その下、3つ目の柱は「幼児教育の環境整備の充実」ということで、認定こども園あるいは私立幼稚園の施設整備等につきまして、予算を計上しているということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

西川参事官 続いて、資料1 - 2です。3ページをごらんいただきまして、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善の推移ということ です。

30年度、2018年度のところで、一番下の0.8%が、今回、さかのぼる形で新しく加わる。そして、31年度のところが0.8%、引き続きということでございまして、あわせて上に1%という青い点々のところがございますけれども、これも加わるということ です。

2ページに戻っていただきまして、31年度の公定価格は、冒頭にありますとおり2段階で改定を行うということで、無償化の関係で2段階ということ です。この4月からということで、先ほどの1%の処遇改善、非常勤講師等々があるということ です。

10月からということで、まず上のところで10%に引き上げることに伴いまして、物品費等の費用が少し上がることとなりますので、それに対応する形で積み上げ項目の中で少し額をふやすということ です。

それから、栄養管理加算の拡充、チーム保育推進加算の要件の緩和ということです。

4 ページ、チーム保育推進加算を新旧の形で書いてございますけれども、赤字のとおり要件が少し緩和されるということで、栄養管理加算につきましても、費用の額ということが今まで嘱託の費用ということでしたけれども、週3回の非常勤講師ということで、加算額が出てくる。こちらの要件ではなくて額がふえていくということです。

次に、資料2、税制改正です。1番目は事務的な内容ですので、2ページ目だけ申し上げますと、企業主導型保育事業の固定資産税、設置者が持っている土地・建物の固定資産税につきましても税制優遇が継続されるということです。

資料3、昨年末の12月28日に政府で関係閣僚が合意した内容ということです。冒頭のとおり、これらのうち一部法律改正を伴う事項と法律改正を伴わなくて政令以下でできるものがありますけれども、前段については、次期通常国会、本日開会の国会に子ども・子育て支援法の改正法案ということで提出することを予定してございます。

具体的な内容は、2の(1)幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業も含めて利用料を無償化していくということで、幾つか注釈が です。そのうち一番下のところで、実費徴収の費用は無償化の対象外ということと、昨年、この子ども・子育て会議で議論いただきました食材料費の取り扱いについては、こちらのほうに記載のとおりということです。

低所得者世帯の副食費の免除は継続するとともに、さらに、これまで免除対象になっていなかった年収360万円未満世帯の方々についても新たに免除されるということで、免除される方々の対象が拡充されていくということです。あと、第3子の方も引き続き免除されていくということです。そして、幼稚園、保育所で少し考え方の違ったところがございますけれども、こちらのほうも統一していくということです。

の0～2歳児については、市町村民税非課税世帯の方を対象に無償化していく。

(2)幼稚園の預かり保育についても、御案内のとおりということです。

(3)認可外保育施設ということで、3～5歳の方々については、保育の必要性の認定を受けた場合、月額3万7000円まで無償化していく。それから、0～2歳の方については、市町村民税非課税世帯の方につきまして、月額4万2000円まで無償化していくということです。

次のページのとおり、認可外保育施設については、質の確保という点で議論もございましたので、このポツに書かれているような取り組みを同時に実施していくということです。5年間の経過措置については、ポツの下から2つ目のところですが、法施行後2年をめぐりに見直すというような検討規定も入れたいということです。

3の(1)負担割合ということで、就園奨励費については、この10月から新しい法律に基づく仕組みに切りかわってまいりますけれども、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1ということで負担割合が変わっていきます。公立施設は、市町村10分の10ということで、引き続き、地方交付税で措置されます。

(2)で、地方消費税の歳入が各県・市町村でタイムラグが生じるということもござい  
ますので、初年度半年分については、県・市町村の負担額は全額国費で対応してまいりま  
す。それから、事務費、システム改修費につきましても、記載のとおり国費で対応してい  
く。

「4.就学前の障害児の発達支援」については無償化をしていきますし、また、幼稚園、  
保育所等と並行通園される方は、両方とも無償化します。

資料4に行かせていただきます。子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針というこ  
とで、6月をめどに改正を予定して検討したいということです。

現在検討中のものとしたしましては、(1)で幼児教育・保育の質の向上の観点から、  
幼児教育アドバイザー等に関する記述。それから、保護者の選択を確保するという観点か  
ら、例えば確保の内容につきまして、公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げ等も含めて検  
討するといったこと。それから、3番目のポツで国際化の進展に対応した記述。

(2)は、社会的養護・児童虐待防止対策ということで、平成28年の法改正、あるいは  
昨年夏の緊急対策といったことを反映するような見直しを考えてございます。

(3)で新しい放課後児童プランを踏まえたような対応ということです。

長田総務課長 それでは、資料5、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指  
針の改正についてでございます。

今、内閣府の参事官からございました、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正  
とおおむね同様の趣旨でございますが、そもそもこの法律の位置づけにつきまして、3ペ  
ージをごらんいただければと思います。

この次世代推進法につきましては、平成15年に、平成17年度からの10年間の時限立法と  
いう形で成立いたしましたものでございまして、ここにございますように、地方公共団体によ  
る次世代育成支援対策の取り組みを行動計画という形で集中的に取り組んでいただく。ま  
た、事業主の皆様にも同じく行動計画というのは策定をしていただいて、自治体、企業が  
一体となって次世代育成支援対策を強力に推進していく。そういう趣旨で立法化されたも  
のでございます。

それで10年の時限がたったタイミングで、実は特に地方公共団体の行動計画につきまし  
ては、子ども・子育て支援法に基づく計画とかなり重なる部分があるものですから、その  
取り扱いについていろいろ議論をいたしましたけれども、若干、子ども・子育て支援計画  
のフレームの外でこちらで扱っているような部分があるということ。また、事業主行動計  
画というものを位置づけている法律ということで、平成26年の時点でさらに10年間、この  
法律の時限を延ばしたという経過がございます。

その上で、この地方公共団体の行動計画につきましては、もともとの法律では義務策定  
ということになっておりましたけれども、子ども・子育て支援法に基づく計画策定義務が  
義務づけられたということから、できる規定、いわゆる任意の計画策定としますとともに、  
事実上、これら子ども・子育て支援法に基づく計画と次世代法に基づく計画を一体で策定



していただいても差し支えないというような運用としておりまして、実際に市町村で見ますと、大体97%の市町村がこの両方の計画を一体でつくっていただいているという実態にございます。

そういったことで、この次世代法に基づく計画の策定指針につきましても、支援法の基本指針と整合性をとって改正に対応したいという趣旨でございます。

以上でございます。

西川参事官 資料6 - 1です。昨年夏以来いろいろ御議論いただきました点につきまして、現状の御報告ということで2ページに御案内のとおりです。特に、の幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、これは法律改正を必要とするということでもございましたけれども、右のとおり、通常国会に、地方分権一括法案の中で認定こども園法、あるいは教育職員免許法の改正をいたして、5年間延長していくという方向で御審議いただくということです。

あわせて、保育資格の取得の特例期間につきましても5年間延長するというので、告示改正を予定してございます。

以降、御議論いただいたところについては、その後の取り組み状況のところでも記載のとおりです。

ちなみに、につきましても、放課後児童健全育成事業の職員に関する参酌化ということで、あわせて後ほど参考資料2で12月に決定いたしました地方分権の対応方針に詳しく記載がございまして、法律改正が必要な項目については、地方分権一括法の中で対応していくということです。

資料7に移っていただきまして、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査ということで、5年後見直しに合わせた形で31年度、来年度、また見直しに向けた経営実態調査を実施したいということです。

一昨年、この公定価格を子ども・子育て会議で随分御議論いただきまして、一定の文書で取りまとめいただいた概要です。この赤い枠で囲っているところが宿題になっていたところですので、この間、有識者の意見も伺いながら検討した内容が3ページのとおりです。

1つ目は、各種法人会計基準の違いを踏まえた評価方法の検討ということで、こちらの子ども・子育て会議でも基本金組入額やいろいろな費用項目あるいは収入項目について、それぞれごとに違いがあるので、どうしたらいいかという議論がございましたけれども、3ページの上の検討状況の2行目に書いてございまして、収支の評価というのは非常に難しい点がございまして、それぞれごとの会計基準、社会福祉法人であれば社会福祉法人会計基準、学校法人であれば学校法人会計基準、企業であれば企業会計原則ということで、それぞれの会計基準に応じて行うことが適当であるということです。

なお、企業会計におきましても、国庫補助金等特別積立金取崩額と同様の効果のある圧縮記帳という仕組みがございまして、そういったものを前提として、今回も前回の調査項目のままとするということです。

2番目に、特に地方単独事業、自治体ごとに地方単独事業の厚みは相当違いますので、そういったものを収入あるいは支出のところから外して収支分析するべきではないかという論点がございましたけれども、この点については、引き続き、収支差への影響は限定的なものであろうということで、前回同様、それらも含めた形で収支差を捉えようということです。

次の借入金利息あるいは利息収入につきましても論点でございましたけれども、これは前回の経営実態調査の中ではそれぞれ収益費用から外してございましたが、次回からは収益費用に入れて収支差分析したほうがいいたろうということです。

それから、本部繰入金につきましても同様です。

次の箱の経営実態調査以外の公定価格の検証方法ということで、収支差率というものにもどうしても注目が集まりますけれども、職員配置あるいは給与水準も含めて検討していくことが必要であろうということで、人件費比率ですとか経費の実態とか、そういったことも複合的に議論できるようにして、我々としても準備したいと思っております。

有効回答率が低かったということです。我々も引き続きインターネットで回答できるようにして、あるいは記入要領も充実して、記入者の負担の軽減を図ってまいりたいということです。

一番下に書いていますとおり、収支差のみで判断するのではなくて、各種加算の取得状況、開所日数等、そういったところも把握できるような調査項目も含めてまいりたいということです。

竹林保育課長 それでは、保育課長でございます。私からは、資料8の保育所等の運営実態に関する調査結果について御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページ目ですが、先ほど西川参事官からありました、昨年1月17日の子ども・子育て会議の公定価格に関する議論の整理を踏まえて実施したものでございます。調査対象は私立の保育所等約1万4000カ所で、昨年7月に実施をした調査でございます。

調査内容につきましては、基礎的な情報に加えまして、職員の勤務状況と各種加算の取得状況、施設・事業所の運営状況等となっております。

2ページ以降、保育所、認定こども園、小規模保育事業所に分けていろいろ調査結果を書いてございますけれども、お時間の都合もあり、代表として保育所の部分を中心に御説明させていただきます。

まず最初、開所日数ですが、30年3月の調査をいたしました。平日が21日あり、平均開所日数は20.9日、土曜日についても5日あり、平均4.8日、分布で見ても9割の事業所が5日ともあけているということで、ほぼ週6日体制で運営されていることがわかりました。

3ページでございますが、開所時間につきましても、平日の開所時間は11.4時間、土曜日も10.8時間ということです。現状では週6日、11時間開所という原則が守られていることがわかります。

4 ページですが、土曜日の給食の状況を見ますと、保育所は大体 9 割が給食を提供しているということでございます。

5 ページですが、土曜日の共同保育の実施状況につきましては、共同保育を実施している保育所は18.1%、実施していないところが6割弱ということでございます。

6 ページ、土曜日・休日の利用児童数でございますが、一番上の表の右下の欄をごらんいただければと思います。平日に比べまして、子供の利用数は3割強となっております。ただ、下から2つ目の表でございますけれども、施設の割合で見ますと平日に比べて土曜日の利用児童数が6割以上という施設も15.9%あり、10%未満という施設も14.6%あり、施設によってかなりばらつきがあるということもわかっております。

9 ページ、今度はそれに対する職員の勤務状況でございますけれども、一番上の左側の表ですが、平日に加えまして、土曜日の勤務職員数は5割ぐらいとなっております。施設割合で見ますと、やはりこちらのほうもばらつきがあるということでございます。

12ページに飛んでいただきまして、土曜日・休日勤務の手当の支給状況ですが、土曜日につきましては手当を支給している事業所は6.6%、休日は31.6%となっております。

13ページから15ページまでは、それぞれの施設種別ごとに各種加算の取得状況を整理しております。また、未取得の場合の主な理由というものも整理をしております。

16ページに飛んでいただきまして、実費徴収の状況でございます。保育所につきましては、0～2歳児の平均徴収月額が943円、3～5歳児が1,876円となっており、この差は主に主食費を3～5歳に限って実費徴収していることによるものと考えられます。

また、こちら辺は、認定こども園は少し数字が高くなっておりまして、特に3～5歳の認定こども園の1号認定の部分につきましては、副食費も実費徴収になっていることの影響と考えられます。

次に17ページでございますけれども、給食の提供状況を見ますと、自園調理が9割弱、一部委託、全部委託を合わせまして約1割ということになっております。

18ページでございますが、主食の対応状況ということで、3～5歳児ですけれども、家庭から主食を持参してもらっているところが3割弱、保護者から必要な費用を徴収しているが約4割、自治体が補助をしているため少し金額を下げて徴収しているところは4%、自治体の補助があって徴収していないところが12.4%となっております。

おめくりいただきまして、19ページ、20ページにつきましては、それぞれ調理員さんと栄養士さんが調理業務以外にどのようなお仕事をされているかということ聞いておりまして、献立の作成でありますとか、アレルギー等に対する助言といったお仕事をされていることが明らかになっております。

21ページですけれども、食材料費に実際にかかったコストについても聞いております。0～2歳児につきましては主食費が619円、副食費が4,358円、3～5歳児に関しては主食費が703円、副食費が4,720円となっております。

あとは基本的なデータでございます。今後の公定価格のあり方を含む5年後見直しの議

論の際の材料にしていいただければと思っております。

以上でございます。

西川参事官 資料6 - 2の7ページをごらんいただきまして、先ほど保育教諭の経過措置の延長ということですが、インセンティブも働かせながら、次の5年間で幼保連携認定こども園の幼稚園教諭の免許状、保育士資格を併有した保育教諭ということを推進していく必要があるということです。7ページの右のとおり、都道府県、認定こども園ほか関係団体、養成機関・大学、この3者が意識を合わせながら、この経過措置の5年間で進めていかないといけないということです。意向調査を行ったり、広報を行ったりという費用が発生してくる場合に、新しい補助事業を立ち上げました。都道府県に対して100万円ということで、新しく31年度の予算案の中で計上しています。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思うのですが、いつものことではございますが、時間の関係上、お一人2分ぐらいで御発言をお願いしたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

発言の順番ですが、駒崎委員が早目に御退室と伺いましたので、先に駒崎委員からお願いしてよろしいですか。

駒崎委員 御配慮ありがとうございます。小規模保育協議会理事長の駒崎です。

添付された資料、意見書をもとにお話しさせていただきますが、その前に、今ここで御説明されたことに対して簡単にフィードバックを先にさせていただいて、その上で意見書に移りたいと思います。

まず、資料8の保育所の運営実態に関する調査結果の速報というのは非常にいい資料だと思いました。特に非常に驚いたのは、土曜日・休日の利用児童数が平日の3割ということで、一方で土曜日をあけている保育園は9割を超えるということです。ということは、保育士の働き方改革の本丸は、土曜日の集約化だということが非常によくわかりました。今、全ての園で土曜日をあけてしまっていますけれども、それによって保育士のシフトは非常に難しいですし、土日は休めないという状況になっている。そういったところに対して土曜日の共同保育などの集約化を行うことによって、より保育士が休みやすい環境がくれるのではないかというのがこのデータからわかりました。ありがとうございます。

あと、企業主導型に関する資料があって、方針をディスカッションされたということなのですが、ちょっと不安だったのが、本当にその問題点を御議論いただけているのかどうか。参考資料3の部分を見て、企業主導型保育事業に対する国会等における主な指摘事項というのが1から4まであったのですが、この中で、そもそもニーズのないところを開園できる仕組みであるということが稼働率が低くなっている要因なのではないかと、それがちゃんと理解されているかというのが少し心配でした。きちんとニーズがある地域に開園できる仕組みにしないと、稼働割れが続いていく今の状況は変わらないのではないかと感じました。

さて、意見書のほうに移りたいと思っております。1つ目は、保育所の事業譲渡やM&Aの仕組みを整備してくださいという問いかけです。今、企業主導型保育がどんどん潰れていってたりするのは、皆さん、ニュースをごらんになっておわかりになっていると思うのですけれども、我々のところにもこれを引き取ってくださいとかいう話が来ますが、今はルールが曖昧になっているせいで事業譲渡とかがうまくできない。具体的に言うと、例えば企業主導型保育の認定というのはそのまま引き継げるのかどうかみたいな話がよくわからない状況なのでですね。

これは認可保育園にとっても実は他人事ではないのかなと思っております。というのも、2040年の乳幼児人口は2015年時点の7割弱になるわけです。長期トレンドで言うとやはり少子化になります。今は非常に待機児童問題がありますけれども、長期トレンドで見ると子供の数は減っていく。とすると、閉園というのは相当数発生してしまうことになるわけです。そうなったときに、突然の閉鎖にならないようにきちんと園を譲れたり、合併できるようなスキームが必要だと思っております。その際に認可の取り扱いというのはしっかり統一化する必要があるかと思っております。

同様に、子供が減っていく中で、保育園であいている定員内で障害児の通所施設ができたりだとか、あるいは一部の介護サービスができるというような共生型施設の議論を進めていただきたいなと思っております。これは2年ぐらい前まで厚労省内で進められていたと思うのですが、今は議論がストップされていると思うので、そこをぜひリポートさせていただけたらと思っております。

実際に100人の定員の園が70人になったら潰れるしかないのですけれども、例えば30人分で放課後デイができるみたいなことができれば、ちゃんとその地域の社会資源が潰れずに続いていけるようになりますので、ぜひお願いいたします。今だと共生型、ある程度緩和されているとはいえ、やはり兼務ができなかったりであるとか、完全に区分しろとかとなってしまうので、そこは使い勝手がいまいち悪いところを進めていただきたいなと思っております。

あと、先日、学童保育の職員の設置基準の緩和という話があって、ワンオペ学童が可能になったわけですが、これは非常に危ないと思っております。例えば、もしワンオペでその方が小児性愛者だった場合、どうやって子供を守るのかという議論は欠落しているわけなので、実際に小児の性犯罪が学童などでも起きている状況にあるので、しっかり諸外国のように雇うときにきちんと性犯罪歴を調べられるような仕組みを法務省と厚労省と内閣府で話し合って整備してもらいたいです。これはイギリスだとDBSというのですけれども、DBSを導入していただいて、ちゃんと採用する際にチェックをかけられるようにしないと、子供を守る仕組みがとれないということがありますので、ぜひお願いいたします。

次に、経営実態調査の話をきょうは出していただいたのですが、これは我々が以前さんざっぱら批判させていただいたのですが、うまく御理解いただけていないようで、例えばITとかをちゃんと使ってほしいみたいな話も、インターネット上に専用ホームペー

ジを設け、エクセルデータでの記入を可能とするとかあるのですけれども、そうではなくて、そもそも我々は会計等の情報を自治体とかに出しているわけなのです。それを使ってほしいという話で、もう一回エクセルに記入させるみたいなことはさせないでほしいという話をしているのですよ。通じていないようなので何度も言いますが、非常に事務コスト、ペーパーワークが多くて現場も疲弊します。大変なので減らしてほしいという話なので、ぜひもう一度御理解いただきたいなと思っております。

あと、修繕積立金みたいなものが経費になっていないよという話も余り入っていないみたいなので、ちゃんと御理解いただきたいと思えます。このままいくと、よくわからない悪用される、かつ面倒くさいアンケートがまたとられるという悲劇になってしまうので、ぜひもう一回聞いていただきたいですし、ちゃんと調査用紙とかを見せていただけたらなと思っております。

あと、次世代法の見直しに合わせて男性産休の義務化をしてほしいというのを読んでいただけたらなと思っております。私はイクメンプロジェクトの座長をやっているのですけれども、このままだと男性育休13%というのは夢で終わるということですので、ちゃんと男性産休をフランスのように義務化してほしいという話を書かせていただきましたということで、よくごらんになっていただけたらと思えます。

あとは、るる読んでいただけたらなと思えます。

時間も来てしまったので、以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、また順番に行きたいと思えます。秋田委員、よろしいですか。

秋田委員 東京大学の秋田です。

このたび31年度の予算案、3府省が尽力くださって、多様な側面で量的な側面の拡充と同時に質的な側面の改善に御尽力をいただいたことを、委員の一人として感謝を申し上げたいと思えます。その中で、きょう、基本指針の改正方針案が出ております資料4に関して申し上げたいと思えます。

改正方針案の二の一というところで、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めることが出ております。これは大変結構なことだと思います。幼児教育の無償化とともに、幼児教育・保育の質の向上に資するということが重要なことだと考えておりますが、実際には、この指導主事というものは地行法でどういう職種なのかということが明記され、教育長の命を受けて仕事をされているわけですが、一方で幼児教育アドバイザーという名称の人は、一体どういう、ここに書いてある教育・保育に関する専門性を有するという以上の条件が何も、どこにも明記されていないわけです。自称幼児教育アドバイザーの人もいたり、それから、私も東京大学発達保育実践政策学センターで28年度に調査をさせていただいた自治体によって名称も多様でございます。こういう形で、今後、基本指針の改正をするのであれば、少なくとも幼児教育アドバイザーという人が、国であったり、それから各自治体の幼児教育の施策に関する専門的知識や見識を有する人

であるとか、幾つかの実務経験を一定年限有しているというような、やはり何らかの専門性に関する条件の歯どめが必要になるだろうと考えております。

ただ、一方で、ここに今回の文科省の方の予算の説明をみますと、幼児教育推進体制関連予算では「幼児教育アドバイザーは公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して」と書いてあるのです。しかしながら、幼児教育の無償化の対象になるのはこの3施設だけではなく、地域型保育や企業主導型保育においても無償化がされるわけです。そうしますと、やはり幼児教育の無償化がなされる全ての対象範囲に対して幼児教育アドバイザーが質の向上を図らない限り、幼稚園・保育所・認定こども園だけを回っていて大丈夫なのかと考えます。そこについて、幼児教育アドバイザーがどこを対象にして指導するのかということに関しても指針改正に当たって議論をいただきたいと考えております。

また、私どもの調査等でもわかっているのは、幼児教育アドバイザーは多様な専門性のある人がいいのという口実かどうかわかりませんが、その多くが非常勤であります。要するに、体制をつくりながら、ほとんどがパートの仕事で雇用されているだけの人々という自治体が大半でございます。今後、もし本気で幼児教育の無償化と質の向上を一体化していくとすれば、やはり専門性のある人を常勤で雇用していくことによって、一部はもちろん予算的なことからパートの方が生まれるのもやむを得ないかもしれませんが、やはりそれをしっかり各自治体で体制がとれるような常勤職種として担っていただきたいと思っています。

このあたり、文部科学省のほうで幼児教育アドバイザーという制度設計を考えるならば、どのようにお考えになるのか。また、これは保育所や認定こども園も対象にするわけでありますので、厚生労働省や内閣府のほうのアドバイザーというのはどういうふうになるのかということ伺いたしたいと思います。きょうも予算関係でいえば、厚生労働省のほうでは、認可外保育施設については巡回支援指導員という名前の方が認可外の保育施設を認可の質に上げる仕事をするとか書かれていたり、放課後の方ではアドバイザーという名前だったり、名前もちぐはぐであれば、業務もばらばらな感じがします。今後、子ども・子育て一体化してどういう形で幼児教育の無償化に伴って乳幼児の保育・教育の質向上体制のアドバイスをする人員を育成していくのかということについて、ぜひ3府省で一緒に検討いただきたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、新山委員、お願いします。

新山委員 おはようございます。全国国公立幼稚園・こども園長会の新山と申します。よろしく申し上げます。

私も資料4の基本指針の改正方針案のところについて、幼児教育の質の向上という観点からお話をさせていただきます。

今、秋田先生からもお話がありましたけれども、幼児教育専門の指導主事、アドバイザー

一、それから、幼児教育センターの設置についてのところです。まず、学校教育の始まりである幼児教育に関しては、教育委員会がしっかりと所管して指導することが必要であると考えています。幼児教育センターに関しては、来年度の予算にもしっかりと反映されたということで、とてもありがたいと思っております。期待しております。ただし、まだ設置されていない都道府県も多いので、幼児教育担当の専門の指導主事、アドバイザーによる学校教育としての一貫した指導が確実に受けられる環境を整えることが引き続き必要であると考えております。今後、幼児教育センターの設置に関しましては、私どもの各都道府県の園長会も全面的に協力をさせていただきたいと思っております。

教育委員会を通じて指導がなされている場合には、今回の教育改革の趣旨に沿った研修体制なども整えられていると聞いております。一方で、子育て支援課などが各市町村で所管されている場合に、教育内容に関する文部科学省からの通達がこども園には届かなかったという事例があるように聞いております。事務処理に関しても、学校教育、幼児教育専門の担当者ですとか指導主事が教育内容につながる事務として対応できる体制の確保を希望するところであります。

それから、次の公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げ等も含め検討することというところですが、公立園の預かり保育が地域によっては待機児童の受け皿になっていることもあります。ただし、国公立幼稚園、こども園に関しては、まだ2年保育のところもかなりありますので、地域によっては、保育園や私立幼稚園もなく、3歳児で希望する幼児教育・保育が受けられない例も一部あるのではないかと考えております。3年保育の拡充に関しましては、我々の団体としても長年要望し続けている事項でもありまして、希望する全ての幼児が質の高い幼児教育・保育を受けられるようにするためにも、公立園での入園年齢の引き下げについて、各自治体が柔軟に対応できるよう、国からの積極的な支援を希望します。

それから、外国につながる幼児の増加についてですが、本会として正式な調査はしておりませんが、現状としては確実にふえている。これからもふえていくのではないかと考えております。これからの社会を担う力を育む幼稚園・こども園としては、外国につながる幼児の受け入れに関しては、特に公立園としては使命でもありますし、積極的に行うべきであると思っております。

幼児期に遊びや生活を通して日本語や日本の文化と触れ合うことは、小学校入学後の学習の土台づくりとしても特に高い効果が期待できるものと思っております。

ただし、入園に関する保護者への説明ですとか、子供たちとの日々のコミュニケーション、幼児への指導については、現場の負担感が大きくなっていることは否めません。多様性を認め合う質の高い教育・保育を行うためにも、保護者や幼児とのコミュニケーションを補助する支援、入園に関する書類の翻訳、通訳とか介助員の配置、タブレットで通訳とつながるシステムなどもありますけれども、そのような支援が必要であると考えております。



以上です。

ありがとうございました。

では、王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

まず最初に、経営実態調査について先ほど説明がございましたが、前回の有効回答率が52.1%であったと聞いております。私どもも会員に働きかけますが、ぜひ回答率が上がるように取り組んでいただきたく存じ上げます。

それから、意見書にも指摘しております幾つかの経営実態調査で前回問題点と言われていたものがございます。この問題点を十二分に精査していただき、実態に即した調査となることをお願い申し上げます。

2点目、処遇改善 に関する事務負担の軽減についてお願いがございました。私どもの認定こども園も処遇改善は大変ありがたく受けとめておりますが、ただ、この処遇改善 について、平成24年度に立ち戻って賃金水準を計算するということになっております。これが事務に大変な負担をかけておりますので、できましたら前年度水準という形にならないかということで、ぜひ作業が軽減できるようにお願いしたいところです。

3点目、1号認定のキャリアアップ研修が昨年12月に出ておりますが、まだ明確に示されているものではなかったように感じております。2号、3号認定キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許更新講習等の各種研修体系の横断的な受講を相互に認めることや、一定の要件のもとで行われる園内研修をキャリアアップ研修として認めていただくことなど、効率的に受講ができる要件を早急にお示しいただきたく存じます。

4点目、教員免許更新講習についてでございます。教員免許更新講習の絶対数が不足しているということは本当に大きな問題であると思っております。どうかこの状況を早急に改善するために一定の質が担保される法人であれば、教員免許更新講習の開設を認めるなど、講習枠拡充のために喫緊の課題として取り組んでいただくとともに、処遇改善 にかかわるキャリアアップ研修会の一部を教員免許更新講習として認めるなど、柔軟な検討を行っていただきたく存じ上げます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

では、奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

私も資料4、資料5について御意見をさせていただきたいと思っております。

いよいよ本年はニーズ調査を踏まえてこの4月以降、事業計画等をつくるというようなスケジュールになってくると思っております。子ども・子育て支援法の基本方針の改正方針案について、資料4に主な項目として入っております。その中の(1)の4つ目のポチのところ、地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となることと触れられておりますが、また後ほど、もし何かこの内容につい

であれば教えていただければと思うのですが、「ついても」という位置づけの文言となっておりなかなかその内容ということについて入ってこないなと思っているのですけれども、現在、ちょうど1月末ということで、私の住んでいる横浜市ではそろそろ次年度の保育所入所の結果等が出てくるところです。拠点においても、入所の結果に一喜一憂するような保護者の対応や個別対応などもしていく時期になってきております。

いわゆる地域子ども・子育て支援事業、13事業につきましては、多様な子育て家庭を支える事業として、私どもが運営しております地域子育て支援拠点事業は、今もう4割から5割、育休中の方が御利用になって、幼稚園・保育園・認定こども園に行く前の親子の少し外に出るトレーニングですとか、地域のいろいろな情報を得て、就労に向けて準備される方も多くいらっしゃいます。その中では、13事業の中のファミリーサポートセンター事業を登録されたり、それから育休中の間に保護者の短期の就労ですとか、学びですとか、そういったところで一時預かりを使われたり、本当に産後鬱の方々も比率がふえる中で、レスパイトが必要だということもあります。

そういう意味で、保育園・幼稚園・認定こども園の選択にサポートする利用者支援事業はますます重要になってくると思いますし、入所後さらに力を発揮する病児保育等、トワイライトステイやショートステイなど多様な支援が地域にございますので、ぜひ、その計画づくりには、そこにかかわる事業者、利用者の御意見も聞きつつ、事業計画に反映をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、今回、3府省による予算の確保ということで御紹介がございました。幼児教育・保育の無償化が10月から始まるということで、国と地方自治体との負担割合が定められて、2019年度は全額国費による負担ということでございます。ただ、その後のスケジュールということについては、まだこれからということで、その事業計画づくりにおいても今後、各自治体の負担がどうなるか見えないということから、地域子ども・子育て支援事業等について、なかなか予算がうまく振り向けられないということがないように、ぜひ応援をしていただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

きょうは詳細な説明をありがとうございました。私は資料7の経営実態調査についてコメントを申し上げます。内閣府のほうでの各業態の経営実態の把握について詳細に検討されたと伺っております。敬意を表します。それにつきまして3つコメントをさせていただきます。

1つ目ですが、先ほどの御説明の大きな結論といたしましては、会計基準の統一化というのはやはり難しく、現行の枠組みを基本とすべきだろうということだったと思います。それはやむを得ないことかもしれませんが、現行の基準は旧文部省、旧厚生省がそれぞれ

幼児教育・保育に携わっていたころの歴史的な沿革を背景にしたものです。

しかし、最近は一省が相互乗り入れしている。それから、内閣府も入っているということですので、長期的には公会計の統一化が重要だと思います。それは子ども・子育て会議だけでは対応できない課題だと思うのですが、ぜひ、政府の公的会計の検討に対して問題提起をする必要があると思います。これが1点目です。

2点目は、そうはいつでも公的会計の改革は非常に長期的な課題ですので、短期的にできるだけのことを子ども・子育て会議でやる必要があると思います。そのためには、例えば現行の制度の中で、基準によってどこまでの違いが収支差に反映されるのかという大体の度合いを示す工夫があつていいと思います。

具体的に申しますと、一番大きな影響を与える可能性があるものとしては、学校法人会計における基本金組入額の扱いなのですが、これを反映したときにどれだけ収支差が出るのかというのは非常に重要な情報だと思います。そういう形で、ほかの基準で数字を組んだらうちの数字はどうだというようなことを、個々の園あるいは組織についてやる必要はありませんが、業態全体でどれぐらいの違いが出てくるかというのは見ておく必要があると思います。

3番目といたしまして、収支差がよく注目されるのですが、収支差は非常に重要な指標であります。唯一絶対の指標ではないということです。各業態のパフォーマンスを比較する場合は、きょうも御紹介がりましたが、各業態が取り組んでいらっしゃるいろいろな取り組み、具体的には職員の配置や給料のあり方等々、非常に詳細な情報を別途用意してパフォーマンスを比較することが必要だと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私からは大きく2点。1つは、先ほど来意見が出ております、資料4の基本指針の改訂方針案についてです。幼児教育アドバイザーに関係することなのですが、私が顧問をしている県では、0歳からの学びを進めていく上では、知事部局が中心になって、教育委員会の御援助をいただきながら進めていくというスタイルが、やはり0歳から就学前までの教育を一貫的にやっていくには有効だと考えております。そういう意味では、いろいろなモデルを認めるという形で指針を書きいただければと思います。

また、指導主事のことが書かれておりますけれども、それを言うのであれば、指導保育士の制度などを持っている県もありますので、そうしたことを含めながら考えていただきたいと思います。

先ほど秋田委員から常勤でという話がありましたが、常勤だけにとらわれず、私が顧問をしている県では保育園、認定こども園、幼稚園の先生方がグループで行って、そしてアドバイスをして、意見交換をしながら相互理解を図っていくというやり方をアドバイスの

方法としてっております。そういう場合だとなかなか常勤でということも人数的にも無理がありますので、そうした多様なことを認めるような指針にしていただければなと思っています。

2点目は障害児支援関係です。きょうの予算の説明で障害児支援が入っていないのはとても残念に思いました。子供の分野の包括的な支援を進めていくに当たっては、やはり障害児支援の分野をこの中で議論していくことはとても大事だと思います。特に子ども・子育て支援制度で過ごす子供たちを後方支援する障害児の専門性を持った支援システムをどうつくっていくかということはとても大事なことでないかと思っています。

その上で2点申し上げたいと思います。1つは、子ども・子育て支援制度における障害児の受け入れの量の見込み、確保策を記載するということです。御案内のように、ことしの3月で第1期の障害児福祉計画が全ての自治体で作成されました。その中で指針として、子ども・子育て支援制度の中で障害を持った子供たちを受け入れる、そのためのニーズについて把握し、そして定量的な目標を示してくれということが、障害児の指針のほうで書かれております。

同じように、今度はこちらで定量的なニーズを把握した上で、定量的な目標を入れた計画を作成する。そして、その受け入れに体制整備を図るということがとても大事なのではないかと思っています。そういう意味では、障害児福祉計画との整合性をしっかりとっていただきたいと思っています。

そのときには、障害を持っている子供たちの保護者の方々のニーズを把握していくこともとても大切ですが、なかなか表に出てきにくいわけです。もう最初から諦めてしまっていたり、あるいはここまで言って負担をかけさせてもというふうに遠慮があったりしますので、積極的に前に行って、そしてお声を聴取するということがとても大事ではないかと思っています。医療的ケア児などについては、まさにそうしたことが求められるのではないかと思います。

2つ目は、障害児入所施設のあり方についてです。先ほども指針の改正方針案で社会的養護の改正、つまり家庭養護優先の原則など、あるいは家庭的養護を進めるということが示されましたけれども、そして、それを反映させるということがありましたけれども、その中で障害児入所施設のあり方、ここもやはり家庭的養護を進めていく、あるいは家庭養護を可能な限り進めていくといった方針をとっていただきたいと思っています。

現在の指針には、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが望ましいという形で、非常に婉曲的な書き方になっておりますけれども、今回の児童福祉法の改正を受けて、少し積極的に踏み込んでいただければと思っています。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

3点申し上げます。1つは、このたびの無償化に当たって、これには国も都道府県も市区町村も皆がかかわりますので、書類の統一の機とっております。行政の求める書類、園が用意したり、あるいは保護者が用意したりする書類を統一いただければ、ICTの導入も進みますし、能率化が図れます。それぞれの都道府県の中でも、あるいは国としてまとめられるように、その書類の統一に関して大きなテーマを持っていただければと思います。

2点目は、処遇改善 にかかわる研修の3府省合同通知の件で、研修を実施する組織についてなのですが、私ども全幼研も国のいろいろな調査研究にかかわってまいりましたが、都道府県の行政窓口と必ずしも深く結びついているわけではありません。これから研修がいろいろなところで行われる中で、都道府県の温度差によったりして認定団体の混乱が起きないように、どこの県は認めるが、どこの県は認めないとか、全国的な組織について、そういったところの御配慮をいただき、混乱が起きないように対応をお願いしたいと思います。

3点目は、今、委員の先生方からも御意見がありますけれども、研修単位を互換させていくということは大事なテーマだと思っております。例えば免許状の更新、上進、あるいはいろいろな研修受講が幼児教育アドバイザーにつながるとか、その後は教員養成での仕事につながるのだとか、子供たちの幼児教育の専門性を広く地域や、あるいはこれからの養成などにもつなげられるような、少し将来的なものを見据えた研修構築をお願いできればと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、古口委員、お願いします。

古口委員 栃木県の茂木町長の古口です。

最初に平成31年度の予算について説明がありましたが、これまでの議論を踏まえて、3府省におきましてしっかりと予算を確保していただきましたことに感謝申し上げます。

私のほうからは2点申し上げます。1点目は、幼児教育無償化についてですが、本年10月より幼児教育の無償化がスタートいたします。しかし、まだ検討しなければならない課題も多数あると思いますので、3府省におかれましては、引き続き、関係者との調整を含め、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

2点目は、今回の資料6-1の新制度移行後5年の経過措置関連の3ページ、その一番下にあります放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置についてであります。ここに職員に関する基準の参酌化が決定したと書いてありますが、支援員の認定資格研修受講に係る経過措置につきましては、研修未受講の支援員がまだ多数残されているというのが現状であります。したがって、この解消について、経過措置を期間延長した上で改めて定めておくべきと考えております。これにつきましては、ぜひ省令基準等でお示しをいただければと思いますが、それが難しい場合は、通知等で全ての支援員が研修受講

を終了する目標年限を示すなどの対応をお願いしたいと思っております。

以上、2点、お願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、基本指針の改正の方針案について、幼児教育アドバイザーの確保及び体制整備については、先ほど秋田先生や柏女先生が言われたような視点がとても大切だと感じました。

その上で、今度、予算のほうで1点質問です。予算の中で、子どものための教育・保育給付の中の2つ目の に、長時間の預かり保育を行う幼稚園に対しという言葉があるのですが、これは地域子ども・子育て支援事業で行われている幼稚園型の一時預かり事業と違うことだと思うのです。ここで使っている預かり保育とはどういう内容をあらわしているのか。これは基本指針の中にも保育を必要とする者の預かり保育という言葉が出てきますので、このところを1点説明していただければなと思います。

それから、資料1 - 2の平成31年度予算の中で幼児教育の無償化に関連して10月からふえていくものの中に栄養管理加算とチーム保育推進加算というものがあります。ここについても御説明いただければと思うのですが、例えばチーム保育推進加算というのは保育所にだけあるのですね。それでいながら、例えば、同じように保育を必要とする、受けている2号認定や3号認定のいる認定こども園には適用されていないのですね。認定こども園のほうにはチーム保育加配加算というのがあります。これは全然性格が違うものですから、ここに書かれているチーム保育推進加算を保育所等の体制整備のために使っていくという、このところの振りかえがわかりません。ここも少し説明していただければなと思います。

それから、幼児教育の制度の具体化に向けた方針のところでも1つ確認をさせていただければと思いますが、資料3の1ページ(1)幼稚園・保育所・認定こども園のところの4番目、前回の子ども・子育て会議の際に2号認定子供の食材料費については保護者が負担する考え方を維持、3～5歳は施設により実費徴収を基本というふうにまとめられたと理解しています。ということは、今回は無償化の対象外ですけれども、いわゆる3号認定子供、3歳未満の子供たちについても、本来は保護者が負担する考え方を基本とすることで理解してよしいのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

それから、今回、予算については平成31年度当初予算と30年度の補正予算における公定価格の対応と書いています。昨年の後半にあった子ども・子育て会議の議題は、公定価格についてと議題としてはありましたが、無償化に係る食材料費のところでも公定価格の議論はほとんどしていないのですね。そもそも公定価格とはどういう位置づけなのかをお知らせいただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

では、佐藤好美委員、お願いします。

佐藤好美委員 産経新聞の佐藤です。よろしくお願いします。

基本方針の改正方針案ですけれども、今回、無償化の対象に認可外保育施設が入っておりますので、この認可外保育施設への指導監督がきちんとできるよう、秋田先生からもお話がありましたけれども、アドバイザーときっちりした体制をつくっていただきたいと思います。無償化しておいて、その施設で依然として事故が多いなどということのないようにしてください。

2つ目です。経営実態調査なのですけれども、これまで保育所、幼稚園、認定こども園、それから地域型保育事業等で収支差率などが出ています。未移行園については調査をしていますけれども、数値が出ていないと思いますので、参考値という形で収支差、また、パフォーマンス等について出していただくことを御検討いただけないかと思います。

それから、資料8の保育所の運営実態調査なのですけれども、ちょっとわからなかったのですが、土日の休日手当の支給なのですけれども、土曜日が6%で、休日が31%というのは低いのではないかと思うのですが、比較対象の数値がないので、私にはこれがこういうものなのだろうかというのがよくわかりませんでした。土日の出勤は保育士さんたちにとって負担なことだと思いますし、特に若い保育士さんが足りない今、きちんとした処遇がされるようにお願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブの話が出ましたけれども、厚生労働省が行う放課後児童クラブと文科省が行っている放課後子供教室の共同実施が進んでいないと理解しております。小学校1年生の子供は、自分の好きな友達と遊びたいと思うのが当然の成長だと思います。親が働いているかどうかで放課後に行く場所が決まるのではなく、共同実施が行われ、なおかつ預ける親にとっても安心な環境を早く整えていただきたいと思います。

あと、虐待の関係なのですけれども、0歳の虐待が6割超、その中でも0歳0カ月の虐待が大半というデータが出ています。生まれる前からの電話相談等を実施されているかと思いますが、それと出産後の支援が一連のものとして行われるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

最初に、私たちが保育の一環として行っておりますと申し上げておりました食育につきまして、その重要性を御理解いただきまして、資料1-2にお示しいただきました来年度予算、2019年度予算の公定価格の中に栄養管理加算の拡充、あるいはチーム保育推進加算の要件緩和ということを盛り込んでいただけましたことに、まずは心よりお礼を申し上げます。このことによりまして、全国の保育現場でより一層、食育が推進されるものと期待しておりますのでございます。

その上で、本日は3点お願いと意見を申し上げたいと思います。

まず、資料3に記載がございます幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要。これにつきましては、総論の趣旨に記載がございます幼児教育の負担軽減を図る少子化対策。もう一つ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性。こういったことが具現化されるように、さらなる御配慮をお願いしたいと思っております。

この無償化の実施によりまして、待機児童の増大あるいは子供の保育時間の長時間化などが保育現場では懸念されています。今回の無償化が少子化の歯どめとなり、子供の健やかな育ちに寄与するものでなければならぬと考えています。

また、無償化の開始年齢です。それから、認可外保育施設や預かり保育の取り扱い、さらには新たな給食費の負担など、結果的に大変複雑な制度となってしまいました。これまでもお願いしてまいりましたが、保護者の方々にこの無償化の概要を御理解いただくためのわかりやすいチラシの作成等を含めまして、現場で混乱が起きないように、改めて早急な対策をお願いしたいと思っております。

あわせて、実際に保護者の方々の疑問にお答えするのは私たち保育現場の職員でございます。全ての施設におきまして、私たち保育者が保護者の方々に正しく説明できるように、国及び地方自治体の丁寧な対応をよろしくをお願いしたいと思っております。

最後に、資料7でございます。2019年度の経営実態調査の実施に当たりましては、先ほど王寺委員からも指摘がございましたけれども、事業活動計算書のみならず、資金収支計算書、あるいは貸借対照表といった会計状況も含めて、現場の財政状況というものを正しく把握していただけるような調査票の作成をよろしくをお願いしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

新制度及び幼児教育無償化に関する保護者理解についてお話しさせてください。

私学助成の幼稚園、新制度の幼稚園の区別があることを理解していない保護者は少ないと思っております。特にこれから初めて我が子を幼稚園に通わせようとする家庭にとっては全くの無案内と言っても過言ではないと思っております。そこに保育所や認定こども園、小規模保育所などさまざまな形態の就学前施設が多種多様に生まれ、無償化の対象施設、制度となっていく現状を見ますと、選択肢はふえたものの、今後どのようにこうした施設、制度、サービスを行政や施設が案内し、啓発されていくのか懸念されます。もちろん行政サービスとして区・市・町村のホームページに案内されたり、広報紙や啓発パンフレットなども活用されると思いますが、わかりやすいコンシェルジュのような存在や、選択しようとしている幼稚園や施設に問い合わせることでわかりやすく案内できるような体制づくりを希望いたします。各幼稚園や施設にわかりやすい説明や啓発パンフレットを設置されると、周知されやすくなるのではないのでしょうか。

幼児教育無償化については、現状では、幼稚園等に問い合わせても、施設自体がまだよ



くわかりませんという返答になっていることがあるようです。利用を決定するのは保護者ですから、その利用者が入園を決定する前によく理解し、自分自身の子育て観や育児状況にぴったりとした幼稚園や施設を選べるように十分な御配慮をお願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会から参りました山内でございます。よろしく申し上げます。

幼児教育・保育の無償化について、先ほどもたびたび委員のほうから申し上げているように、食に対する関心度の高さ、その大切さについて、このたび栄養管理加算等の拡充についてお示しいただきまして、非常に感謝申し上げたいと思います。

その後、3点ほど申し上げたいところがありますが、例えば自治体において、まだまだ利用についての浸透、それから理解の温度差があると思います。特に京都市のほうで少し工夫をしているところは、保育の必要時間の認定などについて利用児童の調整を行い、本当に必要な保育必要時間の認定をもらい、それによって自治体そのものの工夫がそこでなされていると思っております。

そういう面では、今、実態調査の中で土曜日・休日保育の開所時間の状況、それから給食実態の状況等が出ておりましたけれども、本来、必要なお子さんたちに開所し、それから給食の提供をするのは当たり前のことだと私たちは思っております。その時間が結局は、働き方改革で言えば保育士の週40時間の拘束時間の調整等の難しさが、土曜日保育によってどれくらい職員が必要かということが大きな影響を与えているというのが、まだまだ大事なところでもあります。

保護者によっては土曜日も保育が必要だとは思いますが、そうでないところもあります。私どもの園としては、土曜日保育は50%ぐらいの利用だと思います。その時間帯でようやく保育者の40時間の勤務体制を何とかクリアしているというような状態もありますので、実態調査の中で確認していくことも必要なのですが、本当に必要な量としてこれが正しいものなのかどうかということのもう少し詳しい内容の調査をしていただけると非常にありがたいと思っております。

それから、毎回申し上げている公定価格の見直しについてであります。包括方式につきましても、年齢対応の職員の配置というものが、ぜひ保育に対しては必要なところがあります。そこを包括化という形で改革をしようとなされる、そのイメージがよくわからない。そのところを示していただいて、また今後、保育士の確保について参考にしていかなければならないなと思っております。

ですから、実態調査がそこまでいくのかどうかはわかりませんが、やはり職員確保についての困難さをどんな形でクリアしていくかということについては、今後大きな問題になると思いますので、また経営実態調査についての詳細な検討をいただくようお願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山本委員、お願いします。

山本委員 連合の山本でございます。

私のほうから、まず、チーム保育推進加算の要件緩和について意見を申し述べたいと思います。

資料1 - 2の2ページの下のほうにあります。このチーム保育推進加算というのは、保育士の人々が長く働けるという環境を整備できたところに加算するという、つまり、長く働けるということが趣旨になっていると認識しておりますが、ここを15年から12年に変更するというはその趣旨に反するのではないかと考えているところです。このことについて見解などがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

次に、幼児教育の無償化についてです。皆さんおっしゃっているように、教育費の負担軽減に大きな効果があると思いますが、入所待ちになっている人にとっては恩恵が及ばない。それから考えたときに、やはり待機児童の解消が最優先であると考えます。幼稚園の預かり保育も無償の対象になり、長時間の預かりなどについても待機児童解消のために予算も盛られているところでもありますけれども、現場の教職員、幼稚園教諭あたりからは、それによって非常に負担がふえるのではないかと、予算が盛られているものについて、具体的にどのように解消につながっていくか、負担の軽減、それから保育設備などについてそこに反映できるかという点について懸念の声が上がっておりますので、ぜひ保育士や幼稚園教諭の質が確保された保育施設整備のさらなる推進をお願いしたいと思っております。

また、認可外保育施設も無償化の対象となっている点も問題があります。5年後に指導監督の基準を満たすことを要件としていますが、そもそもの基準は保育の質を担保することであるので、問題があります。その上、それが確実に達成されているかチェックする体制ももう一つ心もとない気がいたしますので、引き続き、質の高い保育の実現に向けて努力いただきたいと思います。

資料8の処遇改善等加算などについて幾つか御質問があります。今回の調査結果によれば、処遇改善等加算 と の取得率の差が大きいです。加算 の取得が少ない理由について見解を伺いたしたいと思います。この加算では研修の受講を促進しており、保育士等の専門性の向上によって保育の質を高めることができるため、取得をさらに推進すべきであると思っております。3歳児の配置改善加算の取得率が87%にとどまっている、100%になっていないというのは、職員配置のさらなる改善のため、より一層取得を推進していただきたいと思います。

また、小学校接続加算についてなのですが、加算要件を満たすことはそんなに難しいことではないとも思います。私は小学校の教員を経験しておりますが、必ず1年生を担当するときにはかなり慎重に、丁寧に、子どもたちが来る保育所とか幼稚園との連携をしてきております。こうしたことがどこでも行われていると考えていますが、この加算の取得率

が非常に低いというところについて、原因があるとしたら教えていただきたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

本日は3点、私から述べさせていただきます。

まず、保育士に対する待遇改善に関して努力されて、どうもありがとうございます。大変高く評価するものでございますけれども、毎回言っていますが、特に医療機関設置型の病児保育は常にこの対象から外れているわけでございます。保育士に対する待遇が改善すればするほど、その乖離は大きくなっていくわけでございますので、ぜひ、法定13事業だから違うのではなくて、保育士全体に対する待遇改善、または特例として医療施設設置型の保育士、病児保育にも適用するというような特例。どういう形でもいいですので、サルベージをお願いしたいと思います。

また、そういった比較を見る上では、資料8に保育所の実態調査がありますけれども、前回もお願いしましたが、病児保育もその実態調査の中に入れて、どれだけ差があるのかわからないのかということをお願いしたいと思います。

次に、幼児教育の無償化についてでございますが、多くの委員からも発言があったと思いますが、幼児教育アドバイザーの質の担保についてでございます。このまま推進しますと、やはり量を確保しなければいけないという観点から、質の担保をどうするのかと。文科省のホームページを見ますと、ある一定の基準が書いてありますが、そういった基準が数を確保できない場合には必ずしも埋まらない可能性がありまして、その場合、幼児教育アドバイザーの地位そのものが非常に疑問視されかねない観点がありますので、ぜひ質の確保ということから十分な条件を整えていただきたいと思います。

その中で、非常に小さい問題なのですが、保育外保育所と病児保育を両方利用した場合は月額3.7万円まで無償化という案でございますが、この場合、実際にそういうことが起こったとき、誰がどのようにして3.7万円の割合、分配を考えるのかというと、実際にはできないのではないかと思います。その辺の細かい話ですけれども、それもぜひお願いしたいと思います。

認可保育所に設置されている病児保育では、どうも無償化というのが十分に通用していないようでございます。認可保育所に設置されている病後児保育施設であっても、それは預ける病児保育の個人負担金を徴収するということを前回の会議で御説明いただいたのですが、そうすると反対に、無料化の資金が出ているのにさらに徴収すると二重徴収の可能性もあるのではないかと考えております。

もう一つは、資料4、5のこれからの基本指針の改正案についてでございますが、先ごろの国会で成育基本法も成立しました。その中には、医師は病気を治すだけでなく成

育という面、健康、発達という面からも指導、アドバイスが求められているわけでございます。この委員会を見ますと、医師が小児科医は私で、もう一人日本医師会から平川先生がいらっしゃっているだけでございますので、ぜひとも医師を専門委員でもいいですから加えていただきたいと思います。

日本小児科学会や日本小児科医会は、そういった園医の集まりの委員会もありますし、また、日本小児保健協会、それから日本保育保健協議会の中でも主にそういったことを専門にしておりますので、そういった関係学会からもぜひ今後は参加を募って、小児の成育という面から指針改正の意見を述べる機会をいただきたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、葛西委員、お願いします。

葛西委員 日本助産師会の葛西でございます。

私からは、予算について厚生労働省様のお示しいただいている資料1 - 1の10ページ、母子保健医療対策の推進について述べさせていただきます。

2点ございます。まず、子育て世代包括支援センターを全国展開に向けて設置促進を図るとございますけれども、実際にそれが加速されているのかどうか、少し心配されます。産前産後の支援については、この子育て世代包括支援センターがキーになると考えておりますので、一層の加速をお願いしたいと思います。

2点目は産後ケアについてです。本来は産前産後ケアということが重要ですが、そちらの法令での位置づけをお願いしたいと思っております。産後ケアはおおむね産後4カ月までの母子を対象として、母親が自立して育児を行えるよう支援するものでございます。それは幼保につながる産後の少しの時間でございますけれども、母親が育児になれるという点で重要です。産後ケアについては3つの支援形態がございまして、母子を宿泊させながらケアを行う宿泊型、それから、産後ケア施設で日中の一定期間、一定時間母子をお預かりして支援するデイサービス型、そして、個々の生活の状況を見きわめて家庭訪問をしながら支援を行うアウトリーチ型、その3つの形態がございます。宿泊型というのはハードルが高いといいますが、多くの方が受けるにはなかなか難しいものでございますけれども、アウトリーチ型は幅広く利用できるのかなと考えております。

実際には幼保につながるための産後の短い期間でありますけれども、お母さんたちが育児になれるための支援ということでは、子育て支援ということでもとても重要だと思っております。そういう意味で事業を展開してはいるのですけれども、法制化ということが重要だと思っております。これは児童福祉の観点ということも重要だと思っておりますけれども、母親のケアということを中心に置いている支援でございますので、母子保健に関する法律に位置づけられることが望ましいと助産師会では考えております。また御検討いただきたく、よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

意見書を出させていただいたのですが、うまく届いていなかったみたいなので、再度確認をさせていただければと思っております。

施行後5年間の経過措置に関する整理をしていただいたこと、そして、それに対する対応の財政支援を予算の中でしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

その中で1点、資料6-2、参考資料の7ページ目に記載があります幼稚園教諭免許状と保育の資格取得に係る連携事業についてであります。この制度がスタートして、片免しかないという部分に対しての特例措置をしていただきました。そこに対して非常に安心をしていたというのが我々の団体かなと思えますし、それぞれの施設もそうであったかと思っております。

しかしながら、30年度においてもまだ片免の方が9,660人いらっしゃるということと、認定こども園が毎年1,000園ずつふえて、その1,000園の中の70%が幼保連携型認定こども園であるということから考えると、幼保連携型認定こども園には両方の資格が必要になってきますので、まだまだ片免での対応ということの課題解決をしていかなければならないだろうと思っております。

本会といたしましても、この片免の解消を図っていく努力を会としても進めていかなければならないと思っておりますし、会員にも周知をしていく取り組みをさせていただければと思っております。

その際に、王寺委員や加藤委員からお話がありましたが、片方で片免の免許取得、免許更新講習や処遇改善の研修を受けるということをしちんと一つでできますよということを改めて確認していただき、さらに、それぞれの実施団体はどういう団体があるのか。また、我々も免許更新講習をしたいと思っておりますので、免許更新講習が実施できる団体として対応いただけるように、よろしくお願ひしたいと思えますし、また、都道府県への周知などもお願ひできればと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高木委員、お願いします。

高木委員 草加市教育委員会教育長の高木でございます。

子ども・子育て支援新制度にかかわりまして、さまざまな課題に対し、解決に向けた予算を組んでいただいていることに感謝申し上げます。その資料1-1の中で、特に0.7兆円の範囲で実施する項目として整理された質の向上については、平成31年度予算においても引き続き全て実施するとされており、また、量的拡充や質の向上の実現に必要な1兆円超の財源確保にも最大限努力すると書かれてありますことについて、大変心強く思っている

ところでございます。

量的拡充は子育て世代にとりましては待ったなしであります。一方、拡充のための予算がついても人材が確保できないために定員まで受け入れることができないと、こうした状況もでございます。さらに、入所できたとしても、安全・安心できる保育・教育の質が問われることになろうかと思えます。

そうしたことを考えますと、人材の養成、採用、研修と、このことを一体的に捉えて、その充実を図っていくことが重要であると思っておりますので、引き続き、そのために必要な施策の実施と予算の確保をお願いしたいと思えます。

これに関連しまして、文部科学省の予算案の主要施策として幼児教育の質の向上を掲げ、新規に幼児教育推進体制の充実、活用強化事業を実施するということについては大変ありがたく思っております。幼児教育アドバイザーについては、ほかの委員さんからも御指摘がありましたけれども、本市では幼児教育アドバイザー的な役割を持った非常勤職員、これは元保育園の園長を経験している方ではありますが、この方を市費で採用して保育園等に派遣して、保育士等に具体的な助言や支援を行うことによりまして、幼保小の接続あるいは連携ということの理解が深まりまして、保育の質の向上ということにもつながっております。

こうした幼児教育アドバイザーの配置をしまして、施設種、校種、設置者を越えて活用促進していくということで、保育・教育の質が向上できるのではないかと思っておりますし、このことは基本指針の改定方針案においても取り上げていただいておりますので、その重要性については十分に認識をされているものと受けとめております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうからは2点ございます。1点目が参考資料1 - 1の3ページに幼児教育の無償化について書かれている認可外保育施設等の項目のところですが、前回もお話したのですが、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちという記述でございますが、やむを得ずではない場合、認可外保育所を望んで入所される方々も改めて無償化の対象にしてもらいたいというのが1点目でございます。

2点目です。新年度、4月1日に向けて保育士の確保に取り組んでいるのですが、保育士の求人倍率が東京では6倍と言われているとおり、保育人材の確保が年々厳しくなっているのが実情でございます。保育士意見を年2回とか、処遇改善などでサポートしていただいて、この業界で働く人たちをふやす動きをしていただいたことには本当に感謝しているのですが、ハーズバークの動機づけ・衛生理論というのがございまして、労働条件や給与などは衛生要因で、不満足の解消ですね。マイナスをゼロに持っていくことにはつなが

るのですが、積極的な動機にはつながらないと思います。幼児教育の無償化も人格形成の基礎を培う重要な時期だから実施されると私は思っております。保育の現場で働くことの本質である子供たちのこれからの人生において最も大切な時間に寄り添う、また、保護者に寄り添うとても大切な存在であるということ、保育業界で働くことのすばらしさ、やりがいとか意義というものを、ハーズバーグの動機づけ理論となるものを、私たち団体としても積極的に訴えていきたいと思っておりますが、国においても子育てにかかわる仕事がすばらしいという周知や啓蒙活動をバックアップしていただいて、一人でも多くの意識高い人材がこの業界に来てもらえるサポートをしていただくとありがたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、平川委員、お願いします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

私は、葛西委員と同様に母子保健医療対策の推進のことについてお話し申し上げたいと思います。資料1-1の10ページでございます。

全ての子供が健やかに育つ社会の実現、虐待のない環境の中で育つという点で、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を提供するということが大変重要でございます。そのための行政機関として、子育て世代包括支援センターを全国的に展開されているわけですが、やはりこのセンターは医療機関と緊密に情報の提供、交換をしながら進めていくということが決定的に重要でございます。特に特定妊婦と呼びますけれども、子育てに困難さを感じさせるような妊婦さんを妊娠期から把握して、早期に対応、支援するということが重要でございます。そのために特に産科、精神科、小児科等々と連携をとりながら、そして行政の機関、センターと連携をとることが決定的に重要でございますので、その連携について、より一層の支援をお願いしたいと思います。

診療報酬上でもその配慮がなされておりますが、要件が厳しくてなかなか実際には算定しにくいという現状がございます。ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、産後鬱病の予防ですね。その点で産婦健康診査、産後ケア事業の推進がうたわれております。産後鬱病というのは虐待につながる大きな要因でありますと同時に、妊産婦の死亡の原因、自殺につながる大きな要因でございます。この対策が決定的に重要でございます。そのための両事業でございますけれども、特に産後ケア事業では、これは医療機関、助産所等の善意によって成り立っている部分が非常に多うございまして、その経営は必ずしも容易ではございません。より財政的な基盤の強化というのをお願いしたいと思います。

最後に、大川委員からも御発言がありましたけれども、病児保育の事業の問題については、特に医療機関に設置された施設について、やはり医療機関の善意、あるいはそこに働く保育士さんたちの善意によって支えられている面が非常に大きいと思います。大変重要な事業であります。ともすれば保育行政のはざまに置かれているという点もあるかと思

いますので、この部門に焦点を当てた御検討をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願ひします。

水嶋委員 よろしくお願ひします。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

2点申し上げます。まず、施行後5年の経過措置に係る事項の対応として、家庭的保育に関係する自園調理、連携施設がともに5年延長されたことで、経過措置が終わったら保育をやめようと考えていた事業者が引き続き継続できたことはよかったと思います。

2点目なのですが、現在、各自治体では新年度の4月入所の児童の利用調整が行われています。ある自治体でこういう事例がありました。自治体の担当者から、そちらの家庭的保育室を希望している人はいたのですが、保育所が受けるというのでそちらにしました。保育所の入園者が決まったので、そろそろあなたの家庭的保育室も決まると思いますが、今のところ入室予定者はいませんと言われたそうです。保護者の希望に添った入所は保障されないのでしょうか。かつては保育所の補完的な役割を担っていたので、どこの保育所にも入れなかった子供が家庭的保育に来るということも確かにありましたが、現在の制度では、保護者の希望が優先されるのではないのでしょうか。自治体担当者が、まずは保育所への入所を優先させ、保育所に入れない子供を地域型保育に回すという考えであれば、地域型保育の事業者は運営が困難になります。家庭的保育事業者は認可事業となって、ますます保育の質を向上させようと努めていますが、こういった実態があることも知っていただきたいと、お話しさせていただきました。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高租代理人、お願ひします。

高租代理人 ファザーリング・ジャパンの代理で高租です。よろしくお願ひします。

5点あります。幼児教育無償化について、地域や園から保護者に説明があると思いますが、けれども、こちらのほうはわかりやすい資料をぜひ御用意いただければと思います。

2つ目、保育園と幼稚園のそれぞれ質の向上というところでお話がありましたが、認定こども園の移行というところが、だんだん影が薄くなってきているような気がしなくもありません。佐藤委員からもありましたけれども、放課後児童クラブも含めて、親が働いている、働いていないを問わず、子供の居場所が確保されるというところをお願ひします。

虐待防止対策についてです。駒崎委員からもありましたが、男性育休の義務化はぜひというところでファザーリング・ジャパンでも思っております。データの中で1カ月未満8割とありましたけれども、本当に数日しかとっていない例がほとんどです。産後鬱の悪化の予防にもなりますので、ぜひお願ひします。

そして、妊娠中の母親学級、両親学級の中で、ファザーリング・ジャパンでもプレパパ講座をやりましたけれども、体罰によらない育児とパートナーシップ、働き方について、



プログラムの中で押さえていただくように御検討いただければと思っております。

さらに、外国につながる乳幼児が大変増加しております。各自治体で母子手帳の多言語化というのは、それぞれがつくると大変なことだと思しますので、国として統一なものでもよろしいので、そのような対応もぜひと思っております。

あと働き方、4番目、保育の開園状況ですけれども、ほとんどが週6日体制、11時間開所というところがありました。親自身もなのですけれども、保育士さん自身の働き方というところで大変厳しい状況にもなっていると思っております。子供に対しても長時間過ぎるのは余りよくないと思うので、こちらのほうもぜひよろしくお願いいたします。

最後です。柏女先生からもありましたけれども、ファザーリング・ジャパンでメインマンプロジェクトというのも進めております。障害児支援について先生の理解の推進、あるいは進学・進級時の連携など、体制整備をぜひ進めていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、杉崎代理人、お願いします。

杉崎代理人 商工会議所の杉崎でございます。

本日、資料7で経営実態調査の概要について御紹介をいただきました。こうした実態調査は非常に重要だと思えますし、こうした実態調査の結果をもとに、例えば保育士の方々の処遇改善でありますとか、現場の生産性向上といったことが適切になされていくということに期待している次第でございます。

また、資料1-1で、予算の中で来年度の拠出金率が0.34%という御紹介もございました。こちらについてはかねがね申し上げていることですが、運用規律の徹底に引き続き努めていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、西田代理人、お願いします。

西田代理人 山口県子ども・子育て応援局長の西田でございます。公務により知事が出席できませんので、代理として発言をさせていただきます。

まず、新制度に関する予算についてです。31年度の予算案について説明がありましたが、幼児教育の無償化を初め、待機児童の解消に向けた保育所等の整備や、1%の賃金引き上げなどを内容とする保育士等の処遇改善、さらには新・放課後子ども総合プランに対応した放課後児童クラブの新たな受け皿整備などに必要な予算が確保されております。

こうした新制度に係る予算の確保につきましては、これまで全国知事会としても要望してきたところでございまして、そうした意見も踏まえまして、しっかりと対応していただいたことに感謝申し上げます。

また、人材不足が深刻化している保育士等の処遇改善や放課後児童クラブを進めていく上で必要となる支援員の処遇改善につきましては、さらなる拡充を図っていただきますと

ともに、従来から課題となっております新制度の完全実施に必要な1兆円の予算の確保についても、引き続き御努力をお願いしたいと考えております。

2点目は幼児教育の無償化についてです。先ほど、子ども・子育て支援法の改正法案を国会に提出するという説明がございました。無償化の実施につきましては、知事会としては大変評価しているところですが、一方で、実施に当たりましてはまだまだ詰めるべき課題が残されており、昨年12月には国と地方との協議の場が設置され、現在、無償化の対象となる認可外保育施設の質の確保・向上をどうするかということで、継続して協議を行っているところでございます。実施に向けた準備を考えますと時間も限られますので、円滑な導入ができるよう、引き続き取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、鍵山代理人、お願いします。

鍵山代理人 全国児童養護施設協議会の鍵山といたします。よろしく申し上げます。今回、武藤副会長が欠席ということで、代理で出させていただきます。

4点ほどあります。資料1-1の12ページを中心にお話をさせていただきます。

家庭養育優先の原則につきましては、施設のどの子も家庭で生活をしたい、親元で生活をしたいという生の声をたくさん聞いております。ですから、家庭で起こった緊急的な問題に対しましては、施設が積極的に、柔軟に対応させていただいております。また、里親の支援等も施設のほうで行っているところであります。

ただ、これが小規模化、地域分散化について、こちらにも必要と感じて各施設取り組んでいるのですけれども、全ての施設が小規模化、地域分散化されると、どうしても目の前の対応でいっぱいになってしまって、その辺のところでは家庭支援とか里親支援ができなくなります。この辺のところのあり方についても、ぜひ現場の声を聞いていただいて、検討していただきたいと思っております。

2点目です。小規模化、地域分散化された施設につきまして、まとめるチームリーダーというかチームの責任者というのを要望させていただいております。この辺を認めていただきまして、平成27年度から5年かけて全施設に配置となっております。これはまだ全然進んでいない状況があります。この辺のところの問題についても現場の声を聞いていただいて、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、虐待を受けた子供への支援ですけれども、社会的養護にかかわった児童については全て行政の責務というふうにされました。この辺のところでは貸付金事業、次のページにあります補正で予算を確保していただき、ありがとうございます。ただ、自立支援担当職員の配置につきましても、平成27年度から5年間かけて全施設に配置となっております。ただ、これもほとんど進んでおりません。この辺のところの問題につきましてもぜひ現場の声を聞いていただいて、対策をお願いしたいと思います。

4点目に関しましては、資料4の(2)都道府県社会的養育推進計画につきましては、

策定要領が昨年7月6日に出されました。ただ、計画の内容につきましては、産前から自立支援に至るまでかなり長期的な計画になります。一貫性があって継続的な支援が必要になります。その中で30年7月6日に要領が出されて、来年の32年3月31日までにこの計画を策定しなければなりません。壮大な計画の割には2年ない中で策定するというのは、これは施設のほうとしてもかなり難しいスケジュールだなと感じております。この辺のところもぜひ一度検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

時間ではございますけれども、幾つか御質問をいただいておりますので、事務局から御回答をお願いします。

西川参事官 まずは駒崎委員から企業主導型保育事業につきまして、ニーズのないところに開園されている、待機児童がいないところに施設が設置されて稼働がうまくいっていないのではないかと御指摘がありました。

企業主導型保育に関して、定員と実員の乖離の実態調査をさせていただきます。開園して間もないところは、年長児や年中児などで空きが出るのが通例ですから、定員割れになりますが、開所して1年ぐらいたっていけば、7割程度の入所率になっているという調査結果を御報告させていただきます。

都市部と異なり、地方においては、車社会ですので、地域、職域という点で見ると、職域で保育を利用される方もございますので、そういった中で、待機児童がいないとされる地域において、実際にはニーズがあり、中小企業の団地ですとか、工業団地などで稼働がうまくいっている例もあるということでございました。御指摘を受けとめ、改善すべきところはしっかり改善すべきだと考えてございます。

経営実態調査につきまして、既に社会福祉法人などでいえば財務諸表の公開がされているので、そういったものを活用して、経営実態調査の回答事務が繁雑にならないようにすべきだという御指摘をいただいています。同様な御指摘は介護の分野でも出ています。事務が繁雑にならないようにと我々も考えてございます。公開されている財務諸表に追加したりしている項目もございます。また、社会福祉法人以外の法人について、公開されていない法人種別も結構ございますので、人件費あるいは給与の関係等の項目とあわせて調査を行いたいと存じます。

また、単年度で何か災害などがあつたときの修繕費の支出については、もちろん収支の中で反映されます。修繕の積立金ということだと、保育所の用途制限の取り扱いの中では積立金というものも一定の目的で、一定の額の範囲の中で計上可能となっています。この修繕積立金の他、基本金組入額だとか、国庫補助金積立金取崩額だとか、それぞれの収支差を算出する際、どう扱うか悩ましいですけれども、基本的には各会計基準の中で整理に従って、収支差を算出する方針です。

王寺委員から処遇改善加算の事務手続を簡素化すべきだという御指摘もいただいま

す。資料8の調査結果の中でも処遇改善加算、 を取得していない事業者に対して、なぜ取得していないのですかといお問いかけをしたところ、手続が結構煩雑であるというようなお答えがあったことが明らかとなっておりますので、資料1 - 2の中でも書いてますが、処遇改善、 の運用改善というものを検討してまいります。

それから、佐藤委員から幾つかいただいております。平成31年度予算案の中の公定価格ということについては、今回、幼児教育無償化という流れの中で、食材費に焦点を当てて、昨年、議論させていただいたということで、あくまでも無償化との関連に伴うところの見直しを検討させていただきました。

食材費の関係で3号認定をどうするのかということですが、3号認定については、今回、変えないということです。考え方につきましても、今までどおりです。

チーム保育加算の関係で御指摘いただいておりますけれども、昨年11月30日の子ども・子育て会議の資料でも御説明したとおり、食材費の関係で、食育の充実につなげるという観点から、このチーム保育加算、それから栄養士の配置加算を見直したということです。

資料の中で幼稚園の長期預かりがどのようなものかというような御質問をいただきました。予算案の資料1 - 1の の中で2つ目の です。認可保育所への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園に対してということですが、来年度予算案の中で、幼保連携型認定こども園等への移行を促進するという観点から、保育所と同様に11時間の開園、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園に対しまして、運営に要する費用の一部を補助します。

それから、佐藤委員から私学助成幼稚園の経営実態調査の参考値も出すべきだという御指摘については、関係省庁とご相談させていただきたいと思っております。

塚本委員から、この経営実態調査というのは損益計算書をベースにしたもので調査させていただいておりますけれども、資金収支あるいは貸借対照表、そういったものも参考にすべきだということです。それぞれ財務諸表の3つの種類の表については、目的が異なる場所ですが、中長期の視点から経営がうまくいっているかどうかというのは、損益計算書が基本になるのかなということです。少なくとも、損益計算書の収支差だけではなくて、いろいろな観点から経営の実像を捉えるべきだという御指摘は受けとめたいと思っております。

山内委員から公定価格と職員確保というところのつながりがどうなのかという御指摘でした。基本分と加算分というふうに公定価格は2段構えになってございまして、職員確保の観点から重要な賃上げが政策課題になってございます。ですので、賃上げ加算という形で基本分の中でももちろん人件費は入っておりますけれども、しっかり賃上げしたところに加算をつけるという形で実施していただいているところです。今回の経営実態調査とあわせて、給与の実態も把握してまいりたいと思っております。

それから、山本委員から処遇改善加算 の取得率、4万円加算の取得率が低いではない

かという御指摘をいただいております。これについては、先ほど王寺委員へもお答えいたしましたとおり、取得していないハードルの大きな理由として、事務手続が結構面倒だということもございましたので、その点、我々も何が改善できるか検討してまいりたいと思います。

それから、小学校接続加算、いろいろな加算が高かったり低かったりしているところがございますので、分析してまいりたいと思います。

認可外保育施設の3万7000円の無償化というところの事務手続ということでお尋ねいただきましたけれども、きょうの資料3の最後のところにも書いてございますが、認可外保育施設等については、償還払いを基本として、市町村が実情に応じて現物給付も行うことができるということですが、償還払いを基本とするという事務手続を考えてございます。

最後に、西田代理人から、0.7兆円メニューと0.3兆円超のメニューというものがございますけれども、今回の予算の中で0.3兆円超のメニューの中で幾つか対応しているものもございます。栄養士の配置加算、食材費の無償化の拡充については、いわゆる0.3兆円超のメニューの中に入っていたものですので、来年度の中でも幾つか実現します。

無藤会長 ほか、どうぞ。

西平幼児教育企画官 文部科学省でございます。

秋田先生、あるいは柏女先生、そのほかの先生方から、幼児教育アドバイザーの質の確保についての御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

私ども文部科学省の予算事業でアドバイザーの配置などについて補助をさせていただいておりますけれども、そのような取り組みをしていただいている自治体のほうから質確保につきましても、好事例の収集などを行わせていただいております。そのような事例の収集を通じまして、質の確保について取り組んでまいりたいと考えております。

なお、そのような取り組みの中には小規模保育、あるいは認可外保育施設を対象とするような取り組みをしていることについても御報告いただいているところでございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかに。

長谷教員免許企画室長 続きまして、文部科学省の教育免許企画室長でございます。

免許更新講習につきまして、王寺委員、加藤委員、木村委員から御指摘をいただいております。現行制度で都道府県等が開催しておりますキャリアアップ研修を更新講習として位置づけることができませんのは、講習の開設者として都道府県等が入っておらないというところでございますが、先週金曜日の中央教育審議会の教員養成部会で、この更新講習の開設者として都道府県等の知事部局等を追加するという方針についてお諮りしまして、御了承いただいております。

ですので、今後、まだ法令の改正が必要ですので、法令の準備ですとか詳細について定

めていくことが必要なのですけれども、方向性としては、知事部局等も開設者としてできるようにするという方向で進めてまいりたいと思います。また詳細が決まり次第、こちらの会議でも御報告させていただきたいと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。私から何点かお答えをさせていただきます。

まず、柏女委員から御指摘をいただきました障害児施策との関係でございます。もともとこの基本指針策定の際の子ども・子育て会議でも相当程度御議論をいただいたと記憶しております。全ての子供と家庭を支援するという子ども・子育て支援法の基本理念というものに立ち返って、しっかりとその漏れがないように、また、御指摘をいただきました障害福祉施策体系との整合性ということをしかり関係部局とも調整をして、基本指針としてどういった改正が必要なのか。また、それに基づいて個々具体の自治体計画の取り組みに何を求めていくのかということにつきまして、しっかりと整理をしてまいりたいと思います。

それから、佐藤好美委員から御指摘をいただきました虐待予防における妊娠期からのかかりということに関してでございますけれども、もとよりそういった予防的な視点が非常に重要だと考えております。幾つかほかの委員からも話題になりました子育て世代包括支援センターというのが、まさに妊娠期から切れ目ない子育て支援につなげるということでございますので、まずはそこをしっかりと核として、その整備を進めていきたいということと同時に、いわゆる予期しない妊娠については、その把握が難しいということもございます。都道府県単位で設置されております女性健康支援センターにおきまして、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、直接医療機関に同行訪問するなどの費用を加算する予算措置などを今回盛り込んでおりますので、よりきめ細かな対応を図ってまいりたいと思います。

それと関連いたしまして、葛西委員、平川委員から子育て世代包括支援センターについての御指摘をいただいております。まず、全国展開の状況でございますけれども、平成29年4月1日現在で525市町村、1,106カ所の設置状況でありましたものが、その1年後の平成30年4月1日現在では761市区町村、1,436カ所ということで、着実に支援センターの整備は進んでいるのかな。ただし、2020年度末までの全市町村での展開という意味においては、まだ少し遠い部分がございますので、より一層加速に努めてまいりたい。それと同時に、当然その量的な部分だけではなく、質的な面でのバージョンアップというのを図ってまいらないといけませんので、これまでも事例集の策定などに取り組んでおりますけれども、平川委員からも御指摘をいただいたような観点も含めて、さらにこういった形で質の充実を図っていきけるのかということにつきまして、問題意識を持って対応してまいりたいと思います。

また、葛西委員から御指摘のございました産後ケア事業についての法制化につきましては、現在、関連する法案が議員立法で提出されているという状況もございますが、そういった状況もにらみながら、私どもとしても産後ケア事業は非常に重要な事業だと思っておりますので、そのより一層の普及策についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

鍵山代理人から御指摘のございました社会的養護に係ります幾つかの御指摘につきましては、御指摘をいただきましたとおり、昨年7月に都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づきまして、基本的な考え方をお示ししているところでございますが、それをどう具体化していくかということに当たりましては、御指摘をいただきましたとおり、さまざま意見交換などもさせていただきながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

竹林保育課長 保育課長でございます。

私からは2点御説明させていただきます。1つは、山本委員から、今回、資料1-2の4ページで掲げておりますチーム保育推進加算の拡充ということで、職員の平均勤続年数の要件を15年以上から12年以上に緩和したことにつきまして、職員の勤務を長くするという趣旨からいえば、これは趣旨に反するのではないかというような御指摘をいただいたところでございます。

この点に関しましては、私どもも保育士の就業を長く続けられるように支援するということが非常に重要だと思っております。ただ、これはチーム保育推進加算だけでやるお話ではなくて、今までもいろいろ、やはり保育士の現場での就業の負担が重いということが一つ、長く続けられない要因だと思っておりますので、保育補助者の雇い上げの支援でありますとか、あるいは清掃等の業務を行う方の賃金の補助でありますとか、あるいは保育士の宿舍の借り上げ、そしてIT化の推進といったこともやっております。もちろん処遇改善そのものも勤務を長くする要因があると思っております。

また、チーム保育推進加算だけで考えましても、ちょっと古いデータですけれども、勤続年数平均10年ぐらいの施設が最も多く、7~11年ぐらいのところに山がありまして、それに対して15年という要件はなかなかハードルが高いところがあるけれども、12年ということであれば、手に届くところに来ている。

チーム保育推進加算をつけて保育士の数がふえること自体が現場の負担軽減につながって、またそれが勤務を延ばしていくという効果もあると思いますので、そういった意味で今回の加算の創設が保育士の負担軽減につながって、さらなる就労継続につながっていくことを期待しているものでございます。

もう一点、大川委員と平川委員から病児保育のことについての御質問、御意見がございました。ちょうど昨年度の予算から事業主拠出によります基本分と消費税財源によります拡充分を一体的に運用できるような運用改善もしてみたところでございますが、それが現場でどう生かされているのかという問題意識を持っておりまして、今回の保育所の実態調査とはかなり調査項目が異なるので載せられませんでしたけれども、また、病児保育の実

態につきましては、それ単独のものとしてしっかり実態を調べて、今後のいろいろな検討に生かせるように御報告をしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

田村子育て支援課長 子育て支援課でございます。

駒崎委員から御指摘がありましたのは、職員を採用する際にイギリスのDBSというものの導入を検討してくれというお話でした。どういったことが対応可能なのかということは、また検討してみたいと思います。

それから、古口委員から御指摘がありました放課後児童支援員の経過措置の関係でございます。参酌化されたということになった場合におきましては、それを各自治体のほうで条例を定めていただくということになるかと思えます。ただ、放課後児童支援員というものがなくなるわけではございませんので、私どもとしては支援のための研修の補助事業もございまして、そういったものをしっかり受け取っていただくように、引き続き補助金も活用していただくように周知をしていきたいと思っております。

最後に佐藤委員、それから高租代理人からもお話がありました。放課後児童クラブ、それから文科省所管でございます放課後子供教室の一体的な運用が進んでいないという御指摘がございました。この点につきましては現行のプランでも目標としておりました。そして、19年度から始まる新プランの中でも目標に掲げてございます。文科省とも協力していきながら、さらに推進するよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

はい。

佐藤秀樹委員 先ほど1点質問したものに答えいただけていないのですが、次回でもよろしいので、いわゆる子ども・子育て支援新制度における公定価格とはどういうものなのか。最初はどのようなものが必要かというのでずっと議論していたのですが、ところが今ちょっとわからなくなっていますので、それについては次回でも、きちんと説明していただければと思います。

無藤会長 かなり大きなことなので、次回お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。大分時間が過ぎて申しわけございません。

それでは、第41回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。